

## 事業譲渡に関する基本合意書

東濃信用金庫（以下「甲」という）及び瑞浪商工信用組合（以下乙とい）は、乙から甲への事業譲渡（以下「本件事業譲渡」という）に関し、以下の通り基本合意する。

### 第1条（事業譲渡）

- 1 甲乙は、平成13年 2月末までを目処に、本件事業譲渡に関する契約（以下「本契約という」）を締結することを目標として努力することに合意した。
- 2 事業譲渡日については、甲乙協議の上決定する。

### 第2条（譲受条件）

本契約を締結する場合において、甲が乙から譲り受ける資産、再雇用する人員、引継店舗等については、甲乙協議のうえ、これを決定する。その際、貸出金等与信資産の譲り受けについては、善意かつ健全な債務者の保護の趣旨に反しないものとする。

### 第3条（負債及び付随業務の引受）

- 1 甲は乙の事業譲渡日時点における預金（雑益処理済の睡眠預金を含む）と事業上発生している負債及び付随業務を全て引継ぐ。
- 2 訴訟案件の引継ぎについては、別途協議する。

### 第4条（資金援助）

甲は、乙の事業を譲り受ける前提として、預金保険機構に対し、預金保険法第59条に基づく資金援助を申し込むこととする。

### 第5条（調査）

- 1 乙は、本合意書締結後、甲又は甲の指定する第三者が乙に立ち入り、帳簿・書類等を調査することを承認する。
- 2 前項の調査の時期・期間・方法等については、別途甲乙協議のうえ決定する。
- 3 乙は、前各項に基づく調査につき全面的に協力する。

### 第6条（費用負担）

本合意書に定める事項を実施するために各当事者が要した費用は、各々が負担する。

但し、第5条に定める費用はすべて甲の負担とする。

第7条（守秘義務）

甲は乙から提供される一切の情報及び本件事業譲渡検討の事実については、平成ノ年ノ月バ日付守秘義務協定書に基づき対応する。

第8条（規定外事項の協議）

本合意書の内容について追加・削除等の変更の必要が生じた場合、又は本合意書に定めのない事項若しくは本合意書の解釈に関して疑義が生じた場合については、本合意書の趣旨並びに信義誠実の原則に従い甲乙協議のうえ決定する。

以上の合意を証するために本書面を作成し、甲乙が署名又は記名のうえ捺印し、各一通を保有する。

平成ノ年ノ月ノ日

甲 岐阜県多治見市本町2丁目5番地の1  
東濃信用金庫  
理事長 小島良三



乙 岐阜県瑞浪市寺河戸町1105番地の6  
瑞浪商工信用組合  
金融整理管財人 浅井博  
金融整理管財人 廣瀬英二

